

令和8年度(2026年度)『熊本市商店街活性化特別支援事業』

〔募集要項〕

1. 制度の趣旨

商店街等の賑わいや魅力を創出し、商業振興及び地域活性化を図ることを目的として、商店街等の団体が実施するイベント等の商店街活性化事業に対し、熊本市が助成を行います。対象となる事業は以下のとおり。

① 商店街魅力アップ事業(イベント等)

商店街等の団体が実施する商店街活性化に資するイベント等の事業(イベント開催、プレミアム付き買い物券の発行事業 等)

② 研修事業

商店街等の団体会員を対象として、商店街等の団体が実施する研修事業

③ 産官学連携事業

商店街の持続的な発展に資するもので、産官学や商工団体、地域等と幅広く連携して実施する事業

④ 受入環境整備事業

商店街エリア内で実施される事業で、インバウンドをはじめとする国内外からの来街者の受入れ環境整備に係るもの(HP やマップの作成、多言語化、Wi-fi 整備等)

2. 助成対象団体

(1)近接している複数の事業者で組織された団体又はその集合体

(2)熊本商工会議所及び各商工会

(3)事業者で設立した事業協同組合及び協業組合

(4)前3号に掲げるもの以外のもののほか、団体の設立から1年以上を経過したものであって、次に掲げるもの

ア 生活衛生同業組合

イ 観光振興や広域的な地域経済の活性化を目的に設立された団体等

ウ 第1号の下部組織(青年部等)

※1団体あたり、①～④の事業区分ごとに1申請まで助成対象とします。なお、(1)の団体と(4)ーウの団体は別団体とみなします。

3. 助成対象事業・経費、助成率、限度額等

事業の区分	助成率		限度額	対象経費
商店街魅力アップ事業	A 評価	1/2以内	2,000千円	会場使用料、会場整備費、賃借料、印刷製本費、広報費、消耗品費、雑役務費、企画運営・調査研究委託費、謝礼費、模擬店等の材料費・仕入費、景品費、講師等旅費、その他これらに準ずる経費として市長が認めるもの
	B 評価	1/3以内	1,500千円	
	C 評価	1/4以内	1,000千円	
研修事業	A 評価	1/2以内	500千円	材料費・仕入費、景品費、講師等旅費、その他これらに準ずる経費として市長が認めるもの
	B 評価	1/3以内		
	C 評価	1/4以内		
産官学連携事業	1/2以内		1,000千円	
受入環境整備事業	1/2以内		1,000千円	機器購入費、設置工事費、謝礼費、印刷製本費、広報費、消耗品費、雑役務費、外注費、委託費、その他これらに準ずる経費として市長が認めるもの

※消費税及び地方消費税は補助対象外としておりますので、事業収支予算書には税抜き金額をご記入いただきますようお願い致します。

※賃貸物件等を活用する事業において、年間を通じて発生する固定費(人件費・家賃・電気・ガス・水道)は補助対象経費総額の1/2を上限とします。

※対象経費の詳細については、別紙 1-1 及び別紙 1-2「助成対象経費一覧」を参照してください。

4. 審査会

対象事業の選定・評価は、提出いただいた書類をもとに庁内の審査員で構成する審査会において行います。

(1) 審査方法

庁内の審査員で構成した審査会において申請書類をもとに評価を行います。

(2) 審査基準

様式第1号-(3)-①「事業計画書 詳細版」～様式第1号-(3)-③「事業計画書 詳細版」に記載の審査項目に基づき点数化します。

なお、産官学連携事業及び受入環境整備事業については、総合得点が一定未満の場合は、助成の対象外となる可能性があります。

5. 事業実施期間

令和8年(2026年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日

※ただし交付申請書の提出日以降が事業の対象となります。交付申請書提出前に事業に着手する必要がある場合は、認定申請書提出時に「申請前着手届」をご提出ください。

6. 実施団体募集締切【厳守】

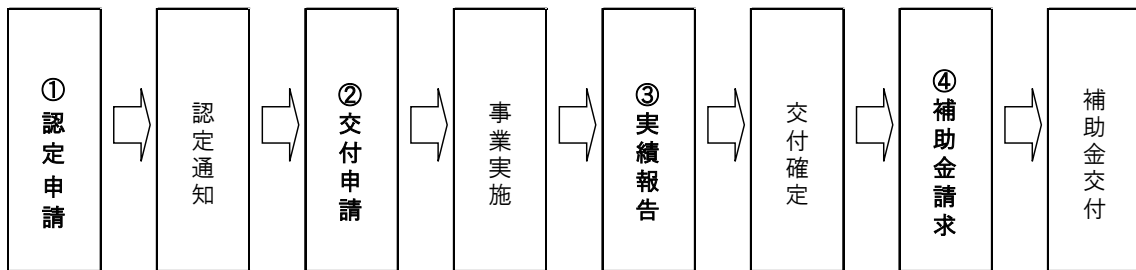
令和8年(2026年)5月15日(金)

7. 事業予算額

30,700 千円

※予算枠の範囲内での配分となります

8. 事業の流れ



※②の交付申請は、事業実施前までに提出が必要です。認定通知を受け取られましたら、速やかに提出してください。

※③の事業実績報告の提出期限は、事業終了から30日または年度末日(3月31日)のどちらか早い日です。期限までに報告ができない場合は、理由書をご提出いただく必要がありますので、期限までに報告ができない理由を記載の上ご提出ください。

9. 助成金活用の周知

事業の中で作成するポスター、チラシ、パンフレット、ホームページ、広報公表資料等に、助成金を活用していることを記載してください。

【例】「この事業は、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金を活用しています。」

「令和8年度熊本市商店街活性化特別支援事業費助成金活用事業」

10. 申請書類等

HPにてご確認ください。

ホーム > 分類から探す > ビジネス > 産業振興 > 商工業 > 商店街活性化特別支援事業
(TOPページの検索ボックスに「61153」と入れて検索することもできます。)

※申請される事業区分ごとに、申請書をご提出ください。添付していただく事業計画書等の様式が事業区分により異なります。最新の様式をダウンロードして使用してください。

別紙 1-1 助成対象経費一覧【イベント等、研修事業、産官学連携事業】

費目	○対象経費の例	×対象外経費の例	事業終了後に 提出が必要な書類等 (領収書又は支払内容が確認できるものは、 全ての費目で要提出)
会場使用料	イベント会場・駐車場等の借上料、会議室借上料		記録写真(会場の様子、看板、ステージ、リース品設置状況等の写真)
会場整備費	ステージや音響機器等の設置費、道路使用料		
賃借料	イベント関係の音響機器・ Tent・机・椅子等のリース代 対象事業のために借り上げる交流拠点等の賃料	×事業実施団体の事務所等の使用料 ×イベント等の備品保管倉庫等の賃料	
印刷製本費	テレビ・ポスター等の印刷・製本代、資料のコピー代		印刷物(成果品)の見本
広報費	新聞・情報誌の掲載料、テレビ・ラジオ等の広告費、のぼり旗代	×個店の広告分は対象外	掲載部分の写し等
	商店街全体を紹介するためのホームページ・マップ等の新規作成費	×ホームページの更新にかかる費用	マップやHP画面をプリントアウトしたもの等の成果品
消耗品費	事業の実施に係る消耗品、事務用品代	×個人の私有物となる可能性のあるもの	
雑役務費	通信費、運搬費、アルバイト賃金損害保険料、クリーニング代、光熱水費	×振り込み手数料 ×相手方が特定できない電話代等 ×事業実施団体の構成員及びその同居する親族等に対するアルバイト代 ×使用の目的が特定できない光熱費 ×使途が明確でない印紙代、切手代	(※アルバイトを雇う場合、各人から領収証を取っておくこと。)
企画運営/調査研究委託費	企画会社等への委託費 コンサルティング会社等への調査研究委託費		委託内容が明確かつ詳細にわかるもの(見積書、契約書等)
謝礼費	イベント等の出演者に対する謝礼金、講師への謝金	×事業実施団体の構成員及びその同居する親族等に対する報酬 ×高額な謝礼品代	(※謝礼金を支払う場合、領収書を取っておくこと。)
模擬店等の材料費・仕入費	模擬店販売用の材料費及び仕入費	×会員の飲食等にあてた分	
景品費(※)	プレミアム付き買い物券使用額のプレミアム部分、景品用の商品券使用額	×高額な景品等の購入費用 ×全国共通商品券	【商品券を発行した場合】 商品券発行・換金報告書 商品券換金一覧表 商品券見本
講師等旅費	講師等の交通費、宿泊費 ※ただし、宿泊費については謝礼の支給がない場合のみとする。	×会員の研修旅行に係る交通費及び宿泊費	交通費は、利用者、交通機関種別、料金、利用目的等を記載した書類を添付すること

別紙 1-2 助成対象経費一覧【受入環境整備事業】

費目	○対象経費の例	×対象外経費の例	事業終了後に 提出が必要な書類等 (領収書又は支払内容が確認できるものは 全ての費目で要提出)
機器購入費	Wi-Fiの為にルーター購入費、決算 端末購入費	×個店に対する機器購入	見積書・機器の写真
設置工事費	Wi-Fi設置費、多言語案内板の設置 工事費	×個店に対するWi-Fi設置	見積書・工事施工後（設置後）の写真
謝礼費	資料作成、事業企画立案（指導助 言等）	×会員及び会員と生計を一にする親族 への報酬	(※謝礼金を支払う場合、領収書を取っておくこ と。)
印刷製本費	多言語マップの製本費、資料のコ ピー代	×個店の広告代	印刷物（成果物）の見本
広報費	新聞・情報誌への掲載料		掲載部分の写し等
消耗品費	印刷用紙代、事務用品代	×個人の所有物となる可能性のあるも の	
雑役務費	交通費、通信費、運搬費	×使用の目的が特定できない光熱水費	
外注費	多言語版ホームページ作成費		見積書・契約書
委託費	設置設計委託、決済端末機器設置 委託		見積書・契約書